

畑地化促進事業について

宇城市農業再生協議会(宇城市農政課)

初版 令和7年2月4日
最終改正 令和7年6月16日

宇城市農業再生協議会公式LINEはこちら



補助事業・気象状況・
農業に関するセミナー等、
営農に役立つ情報を随時配信中

畑地化促進事業

目次

1. 事業の目的
 2. 対象と要件
 3. 事業メニューと交付単価
 4. 交付金の比較
 5. スケジュール
 6. 注意点
-

1 事業の目的

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、一定期間継続的な支援をすることで、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的とする。

2 対象と要件

①対象者
販売農家

②農地

- ・畦畔等のたん水設備を有する農地
- ・用水路やポンプなど用水を供給する施設を有する農地
- ・地目が田である農地
- ・水稻以外の作物とおおむね団地化された畑地を形成すること
- ・補助金で設置された処分制限期間を過ぎていない施設がない農地

③販売を目的とした水稻以外の作付けを5年間継続すること

3 事業メニューと交付単価

作物	1 畑地化支援 (令和7年度単価)	2 定着促進支援 (令和7年度単価)
高収益作物 もしくは 畑作物*1	10.5万円/10a	2.0万円/10a×5年間 加工用・業務用野菜等*2 3.0万円/10a×5年間

5年間通算の総額は10アールあたり20.5万円となります

*1 作物は以下の通りです。

高収益作物	野菜・花き・果樹
畑作物	麦・大豆・飼料作物・そば・なたね

果樹にあつては畑地化するほ場が新植して4年目以内もしくは令和7年度に新植するものに限ります。

*2 加工用・業務用野菜の取組について
加工・業務用の野菜及び果樹の取組にあつては、出荷・販売契約書の写し及び販売伝票の写しの提出が必要です。

4 交付金の比較(10aあたり)

初年度	水田活用の直接支払交付金			畑地化促進事業		合計
作物	産地交付金(市)	産地交付金(県)	戦略作物助成	畑地化支援	定着促進支援	
麦・大豆	13,000	3,000	35,000	-	-	51,000
野菜等	12,000	3,000	-	-	-	15,000
畑地化促進事業	-	-	-	105,000	20,000	125,000

5年間総額	水田活用の直接支払交付金			畑地化促進事業		合計
作物	産地交付金(市)	産地交付金(県)	戦略作物助成	畑地化支援	定着促進支援	
麦・大豆	65,000	15,000	175,000	-	-	255,000
野菜等	60,000	15,000	-	-	-	75,000
畑地化促進事業	-	-	-	105,000	100,000	205,000

あくまで現行制度が5年以上続くと仮定した場合の比較です。

5 スケジュール

時期	スケジュール	備考
別途協議会が求める日まで	要望調査締め切り(申請者→協議会)	要望調査表を提出ください
別途協議会が求める日まで	畦畔・用水供給施設の写真及び 土地所有者の同意書の提出	
8月下旬から9月上旬	畑地化採択通知(協議会→採択者)	
令和8年1月下旬	出荷伝票の写しの提出	申請された作物が出荷・販売されているかを確認します
3月	畑地化に係る交付金の支払い	九州農政局から支払われます
～	～	～
令和11年度末まで	水稻以外の作物の作付・出荷、販売の継続 毎年1月下旬 出荷伝票の写しの提出	
随時	耕作が申請通りにできない場合は相談ください (耕作ができない、耕作者が変わる、作物を変える等)	

6 注意点

1. 本交付金は地目の変更は求めません。
2. 本交付金に採択されると水田活用の直接支払交付金の交付は受けられなくなります。
3. 本事業は国の審査により採択される事業です。要望すれば必ず採択されるものではありません。
4. 要望提出したほ場が不採択の場合、地権者から同意を得られない等で要件を満たさない場合については、引き続き水田活用の直接支払い交付金の交付を受けられます。ただし、畦畔等が残っていて、交付対象水田である場合に限りです。
5. 本事業に採択された農地は5年を経過した後は水稻を作付けしても構いません。(ただし、国は制度趣旨に照らすと望ましくないという見解)(Q&A II-1-2)
6. やむを得ない理由を除き、採択後5年以内に採択を受けた農地の営農を辞めた場合、採択年度に遡り返還措置が取られることがあります。
7. 定着促進支援の5年間の期間中に耕作者が変わった場合、変わった後の耕作者も継続して採択から5年間は水稻以外の作物の作付けが必要
8. 地力増進作物としての緑肥の作付けのみは畑地化事業の対象となりません。緑肥作付け後の年度内に必ず販売用野菜の作付け、出荷が必要となります。



←畑地化事業についてのQ&A(P19からP27)
(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r4hosei.hatatika-51.pdf>